

令和元年度答申第21号  
令和元年6月20日

諮問番号 令和元年度諮問第18号（令和元年6月4日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給を申請（以下「本件申請」という。）したのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）を行ったため、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係法令の定め

（1）求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給に関し必要な基準

は、厚生労働省令で定める旨規定する。

- (2) 厚生労働省令である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「規則」という。）11条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において該当すべき要件を掲げており、これらの要件のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について職業訓練受講手当を支給する旨規定する。

上記要件のうち、出席に関する要件（以下「出席要件」という。）を規定する同項5号は、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合には、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、平成30年5月16日、認定職業訓練を開始した。当該訓練は、P訓練校において実施される「B科」（以下「本件訓練」という。）であり、受講期間は、同日から同年9月14日までであった。

（就職支援計画書）

- (2) 審査請求人は、本件訓練（1日当たり6時限の訓練）について、平成30年8月2日は4時限目から欠席、同月6日は1日欠席、同月7日は2時限目から欠席、同月8日、同月9日及び同月13日はそれぞれ1日欠席した。

（職業訓練受講給付金支給申請書（平成30年8月21日付け））

- (3) 審査請求人は、平成30年8月21日、処分庁に対し、同年7月16日から同年8月15日までの給付金支給単位期間（以下「本件支給単位期間」という。）について、本件申請を行ったところ、処分庁は、同日付けで、本件不支給決定をした。

（職業訓練受講給付金支給申請書（平成30年8月21日付け）、職業訓練受講給付金不支給決定通知書）

- (4) 審査請求人は、平成30年10月10日、審査庁に対し、本件不支給決定の取消しを求めて本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、令和元年6月4日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして諮問した。

(諮問書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

本件訓練において、出席要件を満たせなかったのは実父の葬儀のためであり、やむを得ない事情の中でもまた別の例である。一般的にも、逝去から初七日までは休暇を与えるのは義務である。ただ出席日数の割合が8割未満なので不支給であるという処分庁の対応には大変憤りを感じている。

(審査請求書)

### 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 給付金の支給に係る具体的な取扱いについては、規則の規定を受けて、求職者支援制度業務取扱要領（平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号職業安定局長・職業能力開発局長連名通達「求職者支援制度の実施について」別添。以下「要領」という。）に規定されている。認定職業訓練等を受講しなかったことの「やむを得ない理由」については、要領10042（2）へにおいて、「当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」、「親族の介護のため。」、「親族の危篤又は死亡及び葬儀のため。」等が示されており、審査請求人の欠席理由は「やむを得ない理由」に該当すると認められる。
- 2 一方、出席要件における認定職業訓練等の実施日については、訓練実施日から除外することができる場合として、要領10042（2）チ（イ）において、①インフルエンザ等に感染した場合等、②母子家庭の母又は父子家庭の父である特定求職者が小学校就学前の子がいる場合であって、その子の傷病について当該特定求職者の看護を必要とする場合（同居配偶者等（就学年齢前又は就学中の子を除く。）がいる場合を除く。）、③大規模な災害が起こった等により訓練実施施設への通所が困難（通信の方法による訓練の場合には通信手段の遮断等）となっている場合、④裁判員等に選任された場合等、⑤公共職業訓練を受講している受講者が指定来所日に安定所に来所する必要がある場合、⑥安定所に指示された求職活動を行う場合が示されており、給付金支給単位期間中に、これらのいずれかに該当する日がある場合、それを

差し引いた日数の8割以上出席することが必要となる。しかし、審査請求人の欠席理由である「父の危篤、葬儀、初七日」は要領で示された訓練実施日から除外することができる場合に該当せず、本件支給単位期間において出席要件を満たさないため、処分庁は審査請求人に対し、本件不支給決定を行ったものである。

- 3 処分庁は、以上の理由により本件不支給決定を行ったものであり、同処分は法令等の根拠にのっとった正当なものであると考えられ、同処分を維持することが妥当であり、本件審査請求には理由がないため棄却すべきものとする。

### 第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。

- 2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

- (1) 規則11条1項5号本文は、給付金の支給を受けるための要件として、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していることを原則として求めている。

求職者支援制度は、訓練受講を通じて求職者を就職に結び付けていくことを目的とするものであるところ、訓練は、その期間中の一貫したプログラムに沿って実施され、これを全て受講することによってその成果が上がるものであることから、全ての訓練に出席することが当然に前提とされているとの趣旨と解される。

その上で、同号ただし書は、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合は、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であることをもって要件を満たす旨を定めている。

これは、全ての実施日に訓練を受講することが当然ではあるが、社会通念上やむを得ない理由によって欠席した場合に、全ての訓練実施日に出席していないとして給付金を不支給とするのは酷であることから、やむを得ない理由による欠席がある場合については8割以上の出席をもって出席要件を満たすこととしたものである。

- (2) 本件支給単位期間の訓練実施日18日のうち、審査請求人は5.5日欠席しているが、欠席の理由は、父親の介護、葬儀等のためであり、規則11条1項5号ただし書にいう「やむを得ない理由」による欠席と認められる。

厚生労働省は通達により要領を定めており、同号ただし書の「やむを得ない理由」につき、これに当たるものを例示しているが、これにも、親族の介護のため、親族の危篤又は死亡及び葬儀のためとの理由が掲げられているところである。

しかし、審査請求人の欠席は、やむを得ない理由による欠席ではあるが、同号ただし書の8割以上の出席という要件を満たしていないので、審査請求人の本件支給単位期間の給付金の支給要件は満たされていない。

- (3) なお、要領においては、やむを得ない理由として列挙したもののうち一部について、これを理由とする欠席については、訓練実施日から除外することができるとの取扱いを認めている。①インフルエンザ等に感染した場合等、②母子家庭の母又は父子家庭の父である特定求職者が小学校就学前の子がいる場合であって、その子の傷病について当該特定求職者の看護を必要とする場合、③大規模な災害が起こった等により訓練実施施設への通所が困難となっている場合、④裁判員等に選任された場合等、⑤公共職業訓練を受講している受講者が指定来所日に安定所に来所する必要がある場合、⑥安定所に指示された求職活動を行う場合、として掲げられたものがこれに当たる。

これらは、欠席がやむを得ないと判断される事情の中でも、訓練出席により他の受講者にインフルエンザ等感染の危険が生じる、大規模災害により訓練出席が事実上不可能である、訓練出席により他の重大な義務の履行ができなくなる、あるいは、求職者支援制度の仕組み上、訓練受講より優先した対応が求められる等、特殊な背景的要因に照らして出席を求めることが相当ではないと判断される程の極めて例外的な事情を掲げ、そうした事情が発生した日を訓練実施日から除外することとした趣旨と解する限りにおいては不合理な取扱いではない。

審査請求人の欠席の理由は上記のとおりであり、要領により訓練実施日から除外することができる理由にも当たらない。

したがって、審査庁の判断は妥当である。

### 3 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

委 員 戸 谷 博 子  
委 員 伊 藤 尚 浩  
委 員 交 告 史